

# 令和4年度 **事業報告書**

 **西多摩地域広域行政圏協議会**

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市  
瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町



# 目 次

1	会 議 等	
(1)	会議等開催状況.....	1
(2)	会議等内容.....	2
2	部会および分科会等の活動.....	6
3	要望行動	
	青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望.....	7
4	共同事業	
(1)	地域包括ケアシステム連携事業.....	23
(2)	西多摩地域魅力発信 P R 事業.....	23
(3)	西多摩地域広域行政圏体育大会.....	24
(4)	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業.....	28
(5)	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業.....	28
(6)	西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業.....	29
(7)	道路橋梁合同模擬点検.....	29
5	西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよび SNS の管理・運用.....	30
6	後援名義の使用承認.....	31
7	令和 4 年度歳入歳出決算	
(1)	総括表.....	32
(2)	令和 4 年度歳入歳出決算事項別明細書	
	一般会計.....	33
	地域包括ケアシステム連携事業特別会計.....	35
	西多摩地域魅力発信 P R 事業特別会計.....	36
	西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計.....	37
	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計.....	38
	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計.....	39
8	実施計画事業に対する財源確保状況	
	東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業.....	40
付 属 資 料.....		41
	協議会規約 副市町村長会規程 教育長会規程 審議会規程 幹事会規程	
	分野別検討部会規程 「開発部会」設置要領 「生活部会」設置要領	
	「産業部会」設置要領 「教育文化部会」設置要領 「環境部会」設置要領	
	後援名義使用承認取扱規程 図書館広域利用基本合意書・協定・実施要綱・実施細目	
	消費生活相談広域連携協定・実施要綱	
	協議会委員名簿 副市町村長会委員名簿 教育長会委員名簿 審議会委員名簿	

# 1 会議等

## (1) 会議等開催状況

	会 議 名	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会教育長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
5	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会	4
6	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議	4
7	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）	1
8	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会・分科会）(注)	4
9	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・分科会）	4
10	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会等）(注)	4
11	西多摩地域広域行政圏体育大会委員会等(注)	6
12	要望活動	1

注 一部資料送付による会議開催

(2) 会議等内容

年月日	会議名等	会議等の内容
4.4.18	生活部会 第1回 介護保険分科会	(議題) 1 令和4年度介護保険分科会共同事業スケジュールについて 2 令和4年度医療・介護関係者研修について 3 令和4年度住民向け講演会について 4 在宅医療・介護ガイドブックの更新について
4.22	産業部会 第1回 観光振興分科会	(議題) 1 令和4年度西多摩地域魅力発信PR事業(事務日程)について 2 令和5年度西多摩フェアの会場について 3 入込観光客数調査の実施について
4.28	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 1 令和4年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項等の提出について 2 令和4年度要望活動について
4.28	第1回 幹事会 第1回 事務局会議	(議題) 1 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について 2 令和4年度新規事業等への対応について  (報告事項) 1 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について 2 令和4年度のJR要望活動について 3 行政圏ツイッターの運用について
6.14	教育文化部会 第1回 図書館分科会	(議題) 1 令和4年度図書館広域利用事業について 2 令和5年度図書館広域利用事業(案)について  (報告事項) 令和3年度図書館広域利用事業実績について
6.27	第2回 幹事会 第2回 事務局会議	(議題) 1 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 3 令和4年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 4 公共施設の共同利用検討について  (報告事項) 令和4年度共同事業等進捗状況について
6.30	第1回 教育長会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 3 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について  (報告事項) 1 令和4年度多摩の子・多摩子ども詩集の作成について 2 令和4年度共同事業等進捗状況について
7.8	第1回 副市町村長会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 3 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 4 令和4年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について  (報告事項) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について

年月日	会議名等	会議等の内容
7.8	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第1回 大会委員会	(協議事項) 1 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会について 大会開催要項(案) 大会委員会会則(案)・実行委員会会則(案) 組織図(案) 大会実行委員会名簿(案) 実施要項(案) 競技種目・競技会場(案) 総合開会式実施要項・要領(案) 総合閉会式実施要項・要領(案) スポーツフェスタ実施要項(案) 大会実行委員会総務部会・運営委員名簿(案) 大会実行委員会競技部会名簿(案) 大会実行委員会スポーツフェスタ部会名簿(案) 2 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会予算(案)について  (報告事項) 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会準備会について
7.20	第1回 協議会	(議題) 1 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算(案)について 3 令和4年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について  (報告事項) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7.29	審議会	(報告事項) 1 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会補正予算について 3 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
8.2	産業部会 第2回 観光振興分科会	(議題) 1 令和4年度西多摩フェアについて 2 令和4年度西多摩地域魅力発信PR事業について 3 西多摩地域入込観光客数調査について
8.4	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第1回 実行委員会 書面開催	(議題) 1 協議種目別運営委託料(案)について 2 賞状(案)について  (報告事項) 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会第1回大会委員会決定事項について
8.24	J R三線改善要望	青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出
10.6	生活部会 第2回 介護保険分科会	(議題) 1 令和4年度地域包括ケアシステム連携事業について 2 令和5年度地域包括ケアシステム連携事業(案)について
10.7	教育文化部会 第2回 図書館分科会	(議題) 令和5年度図書館広域利用事業(案)について  (報告事項) 令和4年度図書館広域利用事業周知ポスターの作成について
10.12	教育文化部会 第1回 体育大会分科会 書面開催	(議題) 令和5年度西多摩地域広域行政圏体育大会(案)について
10.13	教育文化部会 第1回 多摩子ども詩集分科会 書面開催	(議題) 令和5年度多摩の子・多摩子ども詩集作成事業について

年月日	会議名等	会議等の内容
10.25	産業部会 第3回 観光振興分科会	(議題) 令和5年度西多摩地域魅力発信PR事業について  (報告事項) 1 令和4年度西多摩地域魅力発信PR事業について 2 ビッグデータ活用に関する幹事会・事務局会議への調査について
10.27	第3回 幹事会 第3回 事務局会議	(議題) 1 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 令和5年度JR要望活動について  (報告事項) 1 令和4年度共同事業等進捗状況について 2 ビッグデータ活用に関する調査について 3 西多摩SDGs推進協議会について
11.4	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第2回 大会委員会	(協議事項) 1 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について 競技種目会場・競技開始時間について 競技参加チーム数・参加選手について 総合開会式実施要項・要領について 総合閉会式実施要項・要領について スポーツフェスタ実施要項について 健康チェックシート等について 総合プログラム・競技プログラムの配布について 大会委託費等について 2 依頼事項について 総合開会式式の開催に伴う協力依頼 閉会式案内通知
11.9	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第2回 実行委員会	(協議事項) 第31回西多摩地域広域行政圏体育大会内容について 競技種目会場・競技開始時間について 競技参加チーム数・参加選手について 総合開会式実施要項・要領について 総合閉会式実施要項・要領について スポーツフェスタ実施要項について 健康チェックシート等について 総合プログラム・競技プログラムの配布について 競技種目別運営委託料について
12.19	生活部会 介護保険分科会(臨時会) 書面開催	(議題) 令和5年度地域包括ケアシステム連携事業予算について
5.1.19	第4回 幹事会 第4回 事務局会議	(議題) 1 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 公共施設の共同利用の検討について  (報告事項) 令和4年度共同事業等進捗状況について
1.23	第2回 教育長会	(議題) 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について  (報告事項) 1 令和4年度共同事業等実施状況について 2 令和4年度西多摩地区図書館連絡協議会研修会について
1.30	第2回 副市町村長会	(議題) 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について  (報告事項) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務局について

年月日	会議名等	会議等の内容
2.8	第2回 協議会	(議題) 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について  (報告事項) 令和4年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
2.9	産業部会 第4回 観光振興分科会	(議題) 令和5年度西多摩フェア(会場等)について
2.10	生活部会 第3回 介護保険分科会 書面開催	(議題) 令和5年度地域包括ケアシステム連携事業 (1) 住民向け講演会のテーマについて (2) 医療・介護関係者研修のテーマについて
2.20	審議会	(議題) 1 令和5年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について  (報告事項) 令和4年度共同事業の実施状況について
3.16	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第3回 実行委員会	(協議事項) 1 参加チーム、参加選手および大会結果について 2 総合開会式及び閉会式について 3 大会収支決算について 4 会議状況等について
3.17	第31回西多摩地域広域行政圏体育大会 第3回 大会委員会	(協議事項) 1 参加チーム、参加選手および大会結果について 2 総合開会式及び閉会式について 3 大会収支決算について 4 会議状況等について



## 2 部会および分科会等の活動

### (1) 部会および分科会

#### ア 開発部会

公共交通問題分科会、都市整備分科会

#### イ 生活部会

福祉分科会、保健医療分科会、介護保険分科会

#### ウ 産業部会

観光振興分科会

#### エ 教育文化部会

芸術文化鑑賞事業分科会、西多摩美術展分科会、社会教育分科会

体育大会分科会、図書館分科会、美術担当課長会議

多摩の子・多摩子ども詩集分科会

#### オ 環境部会

ごみ分科会、環境分科会、防災分科会

### (2) 活動等

#### ア 開発部会(分科会)

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるJR三線の改善策について、引き続き要望の検討を行った。

#### イ 生活部会(分科会)

介護保険分科会では、西多摩地域における地域包括ケアシステム構築実現のため、多職種研修会を実施した。

#### ウ 産業部会(分科会)

観光振興分科会を開催し、「西多摩フェア」のほか、様々な西多摩地域魅力発信PR事業を実施した。

#### エ 教育文化部会(分科会)

図書館分科会では、広域利用促進を目的とし、ガイドブックと広域利用周知ポスターの作製するとともに、広域利用事業の課題について検討を行った。

多摩の子・多摩子ども詩集分科会では、詩集を発行するため検討を行った。

体育大会分科会では、次年度の体育大会実施に向けた検討を行った。

### 3 要望行動

青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、令和4年8月24日に東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長へ要望活動を行った。

[ 要望書 ]

西 広 協 第 1 9 号  
令 和 4 年 8 月 2 4 日

東日本旅客鉄道株式会社

八王子支社長 内 田 英 志 様

西多摩地域広域行政圏協議会  
会 長 浜 中 啓 一

令和4年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について

盛夏の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以 上

## 青梅線、五日市線および八高線にかかる要望事項

### 重点要望事項

#### 1 総括

##### (1)ダイヤ見直し

青梅線、五日市線について、平成27年3月のダイヤ改正前の運行本数の維持および確保

青梅線、奥多摩駅行き電車の夜間時間帯の増発

八高線のラッシュアワー時間帯の増発

青梅線、五日市線および八高線は、住民の生活や地域の経済活動などに必要不可欠な基幹公共交通機関であります。減便による利便性の低下、30分を超える乗り継ぎ時間や混雑の発生により、住民から、増便を望む多くの声が寄せられています。また、これらの路線は、地域の観光振興という面からも、欠かすことのできない重要な公共交通機関です。そのような状況にもかかわらず、平成27年3月以降、ダイヤ改正による減便が続き、令和4年3月のダイヤ改正では、五日市線、八高線の中央快速線直通運転が取り止めになりました。運行本数の少なさに加え、中央快速線直通運転が取りやめになることは、定住促進や観光振興施策等、西多摩地域の発展にマイナス要因となります。このことから、かねてより要望しております、ダイヤ改正前の運行本数の維持・確保や増発と合わせ、五日市線および八高線の中央快速線直通運転の維持・確保をすることについて、強く要望いたします。

( 継続 )

##### (2) 輸送力向上に資するプロジェクトの事業促進

青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進

中央線三鷹・立川間複々線化事業の促進

青梅線、五日市線および八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化(地下線化)事業および複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。中央線複々線化については、平成28年4月の交通政策審議会の答申にも意義あるものと位置付けられており、早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備などを進めるよう、要望いたします。

( 継続 )

(3) 災害対策および災害などによる運休時の対応

雪害対策のさらなる推進

運休時の代替手段の提供

帰宅困難者対策への取組

立木の適切な管理

雪害に対し、引き続き、降雪・除雪にかかる人員体制や除雪設備、沿線環境などの整備を進め、運休などの防止に努めるよう、要望いたします。また、災害などで、やむを得ず運休など発生する場合には、時間、期間および区間を極力短縮させたいと、代替バスなどの移動手段を提供することや運休した際の帰宅困難者対策を講じられるよう要望いたします。

また、近年、甚大な被害を及ぼす台風や大雨が相次いでいることから、沿線で倒木などが予想される立木の伐採については、引き続き災害を未然に防ぐ計画的な伐採をお願いするとともに、伐採が必要と思われる枯損木についても情報提供などを行いますので、緊急的な伐採も行っていただくよう要望いたします。また、JR敷地内においては、伐採を行ったままではなく、地元と協働し、青梅線のイメージアップにつながるよう植栽を行い車窓景観の向上に努められるよう要望いたします。 ( 継続 )

(4) 事前の情報提供について

運休時など運行情報の沿線自治体に対する情報提供

ダイヤ改正や駅運営体制の変更などに関する関係自治体へ事前の情報提供

運休や間引き運転が実施される場合や、ダイヤ改正、駅員の削減および券売機の撤去などは、通勤通学をはじめとする住民の日常生活や事業者の経済活動などに大きな影響を与えるものであります。住民生活などに密接に連携しているものであり、早期にプレス発表を行っていただくとともに、自治体には積極的に情報提供を行うよう要望いたします。また、軽微な事業などについてはプレス発表もないことから、同様に関係自治体には事前の情報提供を行っていただくよう要望いたします。

併せて、中央線グリーン車両導入に伴う、ホリデー快速おくたま号およびあきがわ号などの運用について、早期に情報提供いただくよう、要望いたします。 ( 継続 )

## 2 青梅線の改善について

青梅線を利用する通勤・通学者などの利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。

については、次の改善に積極的な対応を要望いたします。

<b>輸送力増強</b>	<p><b>青梅線と中央線の直通電車の増発と青梅駅以西の運行本数の増便</b></p> <p>更なる輸送力の向上のため、直通電車・特別快速・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大を要望いたします。</p> <p>また、青梅駅以西については、運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。 (継続)</p> <p><b>青梅駅による乗り換え時間の短縮</b></p> <p>青梅駅での分離運転による乗り換え時間の更なる短縮や、駅構内でのホームや改札における乗り継ぎ時刻の表示などその周知徹底をお願いいたします。</p> <p>また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。 (継続)</p> <p><b>特急「おうめ」の改善</b></p> <p>特急「おうめ」について、2020年3月のダイヤ改正で夕方の帰宅時間帯に1便増発されました。朝の通勤・通学時間帯についても、利用しやすいよう運行時刻の改善や増発(新宿駅に7時50分頃、8時20分頃、8時50分頃に到着する便)をお願いいたします。</p> <p>また、福生駅、羽村駅、小作駅、東青梅駅の停車についてもお願いいたします。 (継続)</p> <p><b>終電時間の改善</b></p> <p>青梅線沿線には都心への通勤者などが多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。 (継続)</p>
--------------	---

### 3 五日市線の改善について

秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）は、豊かな自然環境や数多くの伝統文化に恵まれ、それを支える地域の絆や温かな人情など日本の原風景を感じさせる地域として、癒しを求める人々が増えている中、魅力的で発展の可能性を秘めています。秋川流域3市町村では、この豊かな自然環境や歴史文化等、多様な資源と地域力を生かした観光まちづくりに取り組むことで、誘客と地域の活性化に努めています。

このように地域の魅力を発信する取組の促進や、地域住民からの非常に強い要望である通勤・通学者などの利便性の向上には、五日市線の輸送力の増強が必要であり、人口減少社会にあって、地域の魅力を高め、定住促進につながる重要な役割を果たすものであります。

つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現および次の事項を要望いたします。

<p>(1) 複線化の 早期実現</p>	<p><b>武蔵引田駅の整備</b> 武蔵引田駅は、大型事業所の進出、区画整理事業の進展により、駅利用者の大幅な増加が見込まれることから、行き違い施設の新設や駅舎整備を要望いたします。 (継続)</p> <p><b>五日市線の施設整備</b> 鉄道の利便性向上に向け、ホーム全域を覆う屋根の設置、車両交換施設、混雑が著しい駅における改札口の増設など、駅施設の整備を要望いたします。 また、駅利用者の安全を確保するため、鉄道施設や鉄道施設につながる通路などの維持補修、改善では、JRと自治体間で連携を密にした円滑な協議をされるよう要望いたします。 (継続)</p>
------------------------------	---

(2)  
利用者の利  
便性向上

**電車の増発と直通運転**

冒頭で要望した増便に加え、五日市線について、上り線では、午前10時以降の立川直通の増便を要望いたします。下り線では、休日の17、18時台の増便を要望いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、生活様式が変化している中で、鉄道の利用状況に応じた始発時間、終電時間の設定を要望いたします。

( 継続 )

**拝島駅における乗り継ぎ利便性の向上**

五日市線・八高線の直通運転の取り止めを踏まえ、拝島駅において、高齢者などの青梅特快などへの乗り換えが円滑に行えるよう、乗り継ぎ時間の確実な確保や同一ホームでの乗り継ぎなどを要望いたします。

( 継続 )

#### 4 八高線の改善について

瑞穂町では、令和3年3月に策定した第5次長期総合計画の交通施策分野において町外への移動手段として重要であるJR八高線の利便性の向上を促進することとしています。

物流分野においても圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都、埼玉県、神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。

循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きくなっています。

また、東京都は令和2年度に多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸に向けた基本設計に取り組むなどモノレールの延伸事業化に向けた動きも活発化しています。

上記のことから、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。

<p>(1) JR車両基地整備計画の着工</p>	<p>「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることから、車両基地整備について早期に凍結解除され具体的計画に着手するようお願いいたします。 ( 継続 )</p>
<p>(2) 八高線増便と複線化促進</p>	<p>八高線は、八王子駅、拝島駅、箱根ヶ崎駅、東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時においてホーム上および電車内の混雑率は依然として高くなっています。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落など危険な状況にもなりかねません。</p> <p>平成30年度、町民に対して実施した公共交通に関する意向調査においても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。 ( 継続 )</p>



(3)  
八高線新駅設置

箱根ヶ崎駅・金子駅間(4.8km)、東福生駅・箱根ヶ崎駅間(3.0km)に新駅の設置を要望いたします。

東京都が策定した「2020年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いJR八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなります。箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせた設置を要望いたします。

また、拝島駅・東福生駅間(2.9km)は、沿線には都営住宅、市営住宅などの集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画を要望いたします。(継続)

## 5 三線共通の改善について

<p>(1)  <b>バリアフリールート          の1ルート確保          の早期整備</b></p>	<p>令和元年9月に東京都都市整備局が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめました。この中で、駅出入口からホームまで段差なく進めるバリアフリールートについて、利用客数にかかわらず、1ルート確保すること、また、優先整備の視点として、駅の構造・鉄道運営上の特徴において、無人駅が明確に示されております。令和3年3月時点の調査では、都内にあるJR線140駅のうち、未整備は10駅で、そのほとんどが西多摩地域の無人駅であり、早期に整備されることを要望いたします。          ( 継続 )</p>
<p>(2)  <b>駅施設のユニバーサルデザイン          化およびバリアフリー化の推進</b></p>	<p>公共輸送における最重要事項として、安全・安心な輸送力が求められており、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化が求められております。</p> <p>車椅子対応エレベーター、スロープ、点状ブロック、多機能トイレの設置、ホームと電車昇降口床面との水平化等を推進し、交通弱者や高齢者、観光客などにも配慮した、全ての人にやさしい駅としての施設改善を早期に進めるよう要望いたします。</p> <p>また、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替えなどの際には、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮いただくとともに、色彩などについて周囲の景観に配慮をお願いいたします。          ( 継続 )</p>
<p>(3)  <b>障害者および交通弱者への合理的配慮について</b></p>	<p>平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、民間事業者においては、障害者への合理的配慮について、努力義務とされております。「声かけ・サポート運動」等、様々な取り組みを行っていただいておりますが、引き続き、障害者および交通弱者への合理的配慮に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、事前申し込みの連絡先等の情報が掲載されている「らくらくおでかけネット」等を広く周知するなど、交通弱者対策の推進をお願いいたします。          ( 継続 )</p>

(4)  
指定席券などの  
購入支援につい  
て

指定券の購入などに対し、かつての対面式の窓口が減り、インターネットによる方式が主流となりつつあることは認識しております。しかしながら、インターネットの操作などに不慣れな住民なども存在することから、問合せ先の周知・充実等、インターネットの操作などのさらなる支援をしていただくよう要望いたします。

( 継続 )

## その他の要望事項

### 1 青梅線の改善について

#### (1) 特色ある電車の運行

##### 臨時列車の運行

かつて運行されていた展望型列車「四季彩号」や、季節ごとに臨時運行されている全車指定席列車は観光客の来訪に大きく寄与しております。

引き続きこのように特色ある臨時列車を運行していただくとともに、さらに多くの観光客が利用できるよう運行路線の追加や増便などにより年間を通して運行いただき、臨時列車のPRなどにも取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

アフターコロナにおける外国人旅行者や観光客の誘致を進めるためにも、東京アドベンチャーラインとして相応しい特色ある列車が運行できるように強く要望いたします。 ( 継続 )

##### 休日のホリデー快速「おくとま号」の停車と本数増

羽村駅周辺には、動物公園、羽村取水堰および玉川上水など観光の名所があり、市外からも多くの人々が訪れています。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日(6日間)について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくとま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。 ( 継続 )

##### 「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として平成24年6月から運行しているが、その停車駅にあたっては、羽村駅とともに小作駅についてもお願いいたします。 ( 継続 )

## (2) 青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀などで軌道敷内への進入を抑止している箇所がありますが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵の設置をお願いいたします。

また、踏切内の通路にひび割れなどが発生し、舗装が悪化している箇所が複数見受けられるため、歩行者などの安全面を考慮し、順次再舗装などの対応をしていただくことを要望いたします。

特に長岡街道踏切は、早期に改善をお願いいたします。 ( 継続 )

## (3) 待合室の整備

青梅駅以西の駅には、待合室がほとんど整備されていないため、特に降雨、降雪、強風時などに利用者が電車を待つのが大変です。

利用者の快適性、利便性向上のため、待合室の整備をお願いします。

( 継続 )

## 2 五日市線の改善について

### (1) 乗り継ぎ案内などが記載された時刻表の設置

アプリなどが利用できない方でも、五日市線の利便性向上のための課題である乗り継ぎがスムーズに行えるような仕組みの構築を要望いたします。 ( 継続 )

### (2) 待合室および駅構内へのトイレの整備

五日市線の利便性向上に向け、待合室および駅構内へのトイレの整備等、待合環境の充実を要望いたします。また、トイレの整備に当たっては、洋式トイレを設置くださるよう要望いたします。 ( 継続 )

## 3 八高線の改善について

### (1) ラッシュアワーの電車増発等

夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車の増発などラッシュアワーを中心に電車の増発を要望いたします。

拝島駅における青梅線下り電車から八高線下り電車への乗り継ぎ時間に、依然として30分以上の時間を要しています。

拝島駅での朝夕の乗り継ぎ時間の短縮、接続の改善などを求めます。

( 継続 )

## (2) 五丁橋交差点西の八高線高架(鍋ヶ谷ガード)の改良

五丁橋交差点西の八高線高架(鍋ヶ谷ガード)は、高さ2.4mであり、現在は救急車などの緊急車両が通過できません。また、橋台が道幅6mの市道上にあり、道幅が3.6mとなっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を6m確保できるよう、改良を要望いたします。(継続)

## (3) 福生第一中学校東の八高線教会踏切の改良

福生第一中学校東の八高線教会踏切は、踏切の幅が2.8mしかなく、緊急車両の通行に支障があり、近隣住民は火災や救急などの対応に不安を抱えております。緊急車両の通行のため、踏切の幅を拝島側に1m拡幅していただくよう要望いたします。(継続)

## (4) 東福生駅北側の八高線踏切の歩道拡幅

東福生駅北側の八高線福生第三踏切は、産業道路から国道16号に抜ける道路で交通量も多く、大型車両の通行が多いが、踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなるため、歩行者の交通安全上、支障があります。

歩行者の安全確保に必要となる歩道設置のため、踏切幅の拡幅を要望いたします。(継続)

## 4 三線共通の改善について

### (1) 駅員などの配置

利用者の安全確保および利便性の向上のため、現在、無人駅となっている駅について、駅業務簡易委託作業を導入することを要望いたします。特に、児童の通学時間には人員をホームに配置するなどして安全性の向上に努めていただくようお願いいたします。

また、平成31年4月から八高線箱根ヶ崎駅においては、事務室などの営業時間が短縮され、駅が無人となる時間帯が生じることとなりました。駅が無人となる時間帯が生じることがないように駅員の配置を併せて要望いたします。(継続)

### (2) ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消、ホームの直線化、ホームドア・可動式

ホーム柵の整備などにより、線路上への転落防止を図るとともに、転落者があった場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置などを進めるよう要望いたします。

特に、秋川駅下りホームについては、点字ブロック上の柱を回避する際に、ホームから転落する恐れがある危険な箇所があるため、早期の改善をお願いします。  
( 継続(一部新規) )

### (3) 安全・安心のための対策について

三線各駅には、安全・安心のため防犯カメラが設置されていることと思われませんが、平成30年度に、三線内の駅ホームにおいて不審者による児童への卑猥な声かけが行われ、その後、当該児童が一時不登校になる事案が発生しました。

このような事案の抑止力として、防犯カメラは大きな効力となりますので、看板やポスター等も含め増設いただき児童・生徒はもちろんのこと、全ての方が安心・安全に利用できるよう要望いたします。

( 継続 )

### (4) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。青梅線立川駅以西青梅駅までの間については、中央線グリーン車両導入に伴うホーム改良工事の際、延伸部を含め、ホーム屋根の設置がないままに工事完了となっている駅もあり、駅の快適性や利便性が低下する事態となっております。三線各駅に、ホーム屋根の順次設置を推進し、利用者の利便性向上を図るよう、要望いたします。

( 継続 )

### (5) JR利用者の自転車等駐車場対策

駅周辺の自転車等駐車場利用者は、電車利用の乗降客が多いことから、新たに自転車等駐車場用地を確保する必要がある場合には、速やかに各自治体と協議いただくよう要望いたします。  
( 継続 )

### (6) JR敷地内の定期的な雑草およびポイ捨てゴミなどの除去

JR敷地内の雑草などが隣接道路や踏切の通行部分までせり出して生い茂り、道幅が狭くなると同時に、視界も悪くなるため、歩行者

や車両などの通行の妨げとなる等、危険な状態となっています。特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっています。また、JR敷地内の排水路（開渠）にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂り、初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

さらに、JR敷地内のポイ捨てゴミについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。

そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート（一部施工済み）の設置および清掃をお願いいたします。併せて、ゴミについても随時回収し環境整備をお願いいたします。（継続）

#### **(7) AEDの設置について**

JR東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにAEDを設置することとされています。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客なども多く利用していることから、この基準に関わらず無人駅を含む全ての駅にAEDの設置を進めていただき、乗降客の安全確保をお願いいたします。また、事務室に設置されている場合であっても、事務室の営業時間の短縮に伴い、AEDを利用できない時間帯が生じています。より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。（継続）

#### **(8) 観光客の集客、地域名産品などの販売協力について**

JR主催イベントについて、各自治体の公共施設へのポスター掲出や公式キャラクターの出演などにより協力しているところですが、観光客の増加を図るため、例年開催いただいているスタンプラリーのように、西多摩地域において、駅からハイキングなどJR主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅での自治体などの観光パンフレットの設置・ポスター掲示など自治体主催のイベント周知等、ご協力をお願いいたします。

青梅線および五日市線については、「東京アドベンチャーライン」「青梅線・五日市線の旅」といったキャンペーン展開を通じた沿線各地のイベントへの誘客に加え、令和4年4月から6月の春の「青梅線・五日市線」観光キャンペーンでは、キャンペーンエリアを拡げ、八高線



エリアへの誘客に向けた宣伝展開を行っていただいたところです。新型コロナウイルス感染症の影響を見定めながら、引き続きキャンペーン展開を行っていただくとともに、各駅において観光客へのPR（パンフレット・ポスターの設置等）を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、駅売店や駅構内自動販売機などにおいて、その地域の特色ある品物や自治体のPR品を販売していただき、地域活性化やPRにご協力をお願いいたします。 ( 継続 )

## 4 共同事業

### (1) 地域包括ケアシステム連携事業

西多摩地域の各市町村が地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を実現できるよう、共同で医療・介護連携に関する事業を実施した。

#### ア 医療・介護関係者の研修

- (ア) 開催日 令和4年11月25日（金）
- (イ) 会場 西多摩医師会館2階からリモート配信
- (ウ) 対象 西多摩8市町村医療・介護関係者（多職種）等
- (エ) 講師 医療法人社団 利定会 進藤医院 院長  
進藤 幸雄氏
- (オ) テーマ ACP（アドバンス・ケア・プランニング）
- (カ) 接続数 83（1台で複数名の視聴があるため、参加者数とは異なる）

#### イ 在宅医療・介護ガイドブックの更新

在宅医療・介護ガイドブックについて、記載内容および掲載施設に関する情報を、令和5年1月1日時点に更新し、各市町村へ共有するとともに、ホームページに掲載している情報の更新を行い、地域住民への周知を行った。

### (2) 西多摩地域魅力発信PR事業

#### ア 西多摩フェア

8市町村の地域資源を生かし、西多摩の魅力を一体的に発信することで地場製品の消費拡大や観光客誘致等を目的とし、3年ぶりに西多摩フェアを開催した。

- (ア) 日時 令和4年9月24日（土）、25日（日）
- (イ) 会場 イオンモール日の出 専門店街1階
- (ウ) 来場者数 62,285人（イオンモール日の出 来場者2日間累計）
- (エ) 内容 8市町村の観光PRブースの設置、特産品の販売、公式キャラクターグリーティングショー、オリジナルラベルの菓子の配布

※同日で、マイナンバーカード合同申請サポートも実施

#### イ 東京多摩観光フェアへの出展

都心部での西多摩地域PRを行うため、東京多摩観光推進協議会主催の東京多摩観光フェアにおいて、西多摩観光PRブースを設置し、パンフレットの配布を行った。

- (ア) 日時 令和4年9月27日から10月1日（5日間）
- (イ) 会場 JA東京アグリパーク（渋谷区代々木2-10-12）

#### ウ 東京観光情報センター多摩における西多摩PR事業

西多摩の魅力を一体的に発信するため、「西多摩の秋」と題し、エキュート立川3階の東京観光情報センター多摩において、パンフレットの設置・配布を行った。

(ア) 実施期間 令和4年11月(1か月間)

(イ) 会場 東京観光情報センター多摩  
(エキュート立川3階)



### (3) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的として体育大会を実施している。平成25年度からは、これまでの競技大会に加えて、ニュースポーツ、障害者スポーツの情報発信および体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

令和元年の台風19号による中止、令和2年、3年の新型コロナウイルス感染症感染拡大による延期、中止により、4年ぶりに大会を実施した。

#### ア 競技大会

(ア) 内容 バレーボール、テニス等14種目の競技を実施

(イ) 開催日 令和4年11月20日(日)

(ウ) 会場 福生市、日の出町を中心とした体育施設

(エ) 参加者数 1,264人

#### イ スポーツフェスタ

(ア) 内容 ドッジビー、ラダーゲッター、ボッチャおよびスポーツ輪投げの情報発信ならびに体験の場

(イ) 開催日 令和4年11月19日(土)

(ウ) 会場 亜細亜大学日の出キャンパス雨天体操場

(エ) 参加者数 251人

### [西多摩地域広域行政圏体育大会開催要項]

#### 1 総則

西多摩地域広域行政圏体育大会(以下「大会」という。)を開催するために、この要項を定める。

#### 2 目的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体と

なる人材育成を図ることを目的とする。

### 3 回数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

### 4 主催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

### 5 経費

この大会の経費は、協議会が負担する。

### 6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。ただし、大会開催にあたり自然災害等不測の事態が発生した場合は、西多摩地域広域行政圏協議会及び西多摩地域体育協会連絡協議会双方の協議により大会を中止もしくは延期するものとする。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。なお、前項に規定する大会の中止が決定した場合は、翌年度の開催は輪番に基づいたブロックで開催するものとし、大会の延期が決定した場合は、当該年度の開催ブロックにおいて開催するものとする。

第1ブロック	青梅市、奥多摩町
第2ブロック	あきる野市、檜原村
第3ブロック	福生市、日の出町
第4ブロック	羽村市、瑞穂町

(3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。

(4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育・スポーツ協会並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

(5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

### 7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

(1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

(2) 大会委員会は、各体育・スポーツ協会会長、各市町村スポーツ担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

(3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

- ア 実施要項
- イ その他重要事項

### 8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

1 体育大会選手数一覧表

(監督・コーチ・マネージャー・スコアラーを含む)

種目	青梅市		福生市		羽村市		あきる野市		瑞穂町		日の出町		檜原村		奥多摩町		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
1 バレーボール	14	14	0	0	18	18	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	47		
2 剣道	9	2	11	2	5	1	6	6	4	4	0	0	0	0	0	0	29		
3 バドミントン	9	6	15	9	8	17	6	5	11	7	9	16	5	14	0	0	73		
4 テニス	12	12	24	12	11	23	12	12	24	12	12	24	12	24	0	0	131		
5 ゲートボール	9	1	10	0	10	1	11	6	12	2	5	7	5	12	3	6	68		
6 インディアカ	5	11	16	5	7	12	7	7	12	12	12	0	0	0	3	3	53		
7 卓球	7	8	15	9	10	19	7	8	15	10	9	19	10	10	6	4	110		
8 ソフトテニス	10	8	18	12	9	21	10	9	19	12	8	20	12	8	20	7	105		
9 ファストピッチソフトボール	19	17	36	16	21	37	20	20	20	18	21	39	18	18	0	0	170		
10 スローピッチソフトボール	18	18	36	20	20	40	16	16	20	20	20	40	12	12	19	19	126		
11 軟式野球	20	20	40	21	21	42	15	15	20	21	21	42	0	0	20	20	117		
12 陸上競技(ロードレース)	19	3	22	6	1	7	12	1	13	3	2	5	6	6	1	1	54		
13 グラウンドゴルフ	6	4	10	6	4	10	6	2	8	7	3	10	6	4	10	5	77		
14 サッカー	21	21	42	24	24	48	21	21	0	0	20	20	0	0	18	18	104		
合計	164	86	250	142	71	213	124	66	190	139	75	214	121	64	185	89	20	88	1264

平成29年度 1501

## 2 競技種目別参加チーム数

(単位：チーム)

種目		青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	合計
バレーボール		1		1	1					3
剣道		1		1	1	1				4
バドミントン		1	1	1	1	1				5
テニス	男子	1	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1	1	1	1				5
ゲートボール		2		2	2	1	2	1	2	12
インディアカ	男子	1	1					1		3
	女子	2	1	1	2					6
卓球	男子	1	1	1	1	1	1		1	7
	女子	1	1	1	1	1	1		1	7
ソフトテニス	男子	1	1	1	1	1				5
	女子	1	1	1	1	1	1			6
ファストピッチソフトボール	男子	1	1	1	1	1	1			6
	女子	1	1			1				3
スローピッチソフトボール		1	1	1	1	1		1	1	7
軟式野球		1	1	1	1	1			1	6
陸上競技 (ロードレース)		1	1	1	1	1		1		6
グラウンドゴルフ		1	1	1	1	1	1	1	1	8
サッカー		1	1		1		1		1	5
合計		21	16	17	19	15	9	5	8	110

平成29年度 129



ア 発行回数 年1回（令和5年3月発行）

イ 発行数 2,300冊

ウ 配布先

(ア) 西多摩8市町村の小学校全学級

(イ) 西多摩8市町村教育委員会

(ウ) 西多摩8市町村図書館 等

エ 頒布数 1,366冊（保護者購入数）



#### (6) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定にもとづき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業を実施している。

令和4年度市町村別消費生活相談件数

（単位：件）

受付市町村	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
項目									
電話相談	42 (45)	2 (2)	6 (3)	8 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	59 (54)
来庁相談	2 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
合計	44 (46)	3 (3)	6 (4)	9 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	63 (58)

注：（）内は前年度

#### (7) 道路橋梁合同模擬点検

道路橋梁の近接目視点検が法制化され、点検や診断等に関する予算、職員の技術力などの自治体共同の課題に対し、技術力向上や費用負担の軽減を目的とし、東京都道路整備保全公社とともに、合同直営模擬点検を開催した。

ア 開催日 令和4年11月25日（金）

イ 場所 青梅市役所会議室、青梅市内橋梁

ウ 講師 国土交通省 関東地方整備局 関東道路メンテナンスセンター  
技術第一課長 松藤 洋照氏

エ 参加者 西多摩6市町村職員20名

オ 内容 現地模擬点検および講習（点検調書の作成および事例相談）



## 8 実施計画事業に対する財源確保状況

### 東京都市町村総合交付金(圏域分)充当事業

(単位：千円)

区分	広域行政圏計画 推進事業	地域包括ケアシステム 連携事業	西多摩地域魅力 発信PR事業	西多摩地域広域 行政圏体育大会	西多摩地域広域行 政圏内市町村立図 書館広域利用事業	多摩の子・多摩子ど も詩集作成事業	合 計	交付金額
負担金	625	9	87	8,000	301	600	9,622	4,801
青 梅 市	175	2	24	2,243	84	168	2,696	1,347
福 生 市	89	1	12	1,138	43	85	1,368	682
羽 村 市	86	1	12	1,110	42	83	1,334	666
あきる野市	116	2	16	1,476	56	112	1,778	889
瑞 穂 町	61	1	9	782	29	58	940	468
日 の 出 町	43	1	6	544	21	41	656	326
檜 原 村	26	0	4	334	12	25	401	200
奥 多 摩 町	29	1	4	373	14	28	449	223

交付金額は調整される場合があり、実際の各市町村への交付金額と異なる場合がある。

## 5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用

### (1) ホームページやツイッター、インスタグラムによる情報発信

平成13年12月より西多摩地域広域行政圏協議会ホームページ運用開始、平成30年度より公式ツイッター、令和元年度より公式インスタグラムを開設し、西多摩の広域的な連携活動および圏域の観光・地域資源等を圏域内外に紹介している。

なお、公式ツイッターについては、インターネット環境の関係で、令和3年12月より、運用を休止している。

### (2) 実績

#### ア ホームページアクセス数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	452	617	712	2,091
5月	421	436	1,038	1,957
6月	431	434	1,098	2,203
7月	362	528	988	1,852
8月	453	497	1,078	1,941
9月	453	418	1,031	1,335
10月	569	487	1,246	1,122
11月	475	460	1,206	1,519
12月	362	446	1,320	1,259
1月	597	451	1,692	1,881
2月	523	396	1,181	1,198
3月	518	399	1,455	1,618
合計	5,616	5,569	14,045	19,976

#### イ ツイッターフォロワー数

休止中

#### ウ インスタグラムフォロワー数

138人(令和5年3月末現在)

## 6 後援名義の使用承認

### 令和4年度承認事業

#### ア 第31回青梅舞台芸術フェスティバル

- (ア) 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会
- (ウ) 実施内容 市民が参加できる舞台鑑賞
  - a 日時 令和4年5月22日(日)から令和4年6月19日(日)
  - b 会場 ネットたまぐーセンター(青梅市) 他
  - c 内容 ウエスト・マウンテン・ジャンボリー 他4演目
  - d 参加者 745人

#### イ 山のふるさと村音楽祭

- (ア) 申請者 山のふるさと村音楽祭実行委員会委員長
- (イ) 主催団体 山のふるさと村音楽祭実行委員会
- (ウ) 実施内容 クラシック音楽意を中心とした多ジャンルによる一流の演奏
  - a 日時 令和4年10月16日(日)
  - b 会場 東京都立奥多摩湖畔公園「山のふるさと村」
  - c 内容 ジャズコンサート、フラメンコ 他2演目
  - d 参加者 約216人

## 7 令和4年度歳入歳出決算

### (1) 総括表

#### 1 一般会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	3,648,586	3,436,666	
支出済額	2,381,492	2,022,118	
差引残額	1,267,094	1,414,548	

差引残額の1,267,094円は、令和5年度へ繰り越す。

#### 2 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	1,188,171	1,270,171	
支出済額	46,000	82,000	
差引残額	1,142,171	1,188,171	

差引残額の1,142,171円は、令和5年度へ繰り越す。

#### 3 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	84,800	84,800	
支出済額	75,000	75,000	
差引残額	9,800	9,800	

差引残額の9,800円は、令和5年度へ繰り越す。

#### 4 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	7,706,771	0	
差引残額	293,229	8,000,000	

差引残額の293,229円は、令和5年度へ繰り越す。

#### 5 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	324,948	324,948	
支出済額	300,944	324,000	
差引残額	24,004	948	

差引残額の24,004円は、令和5年度へ繰り越す。

#### 6 西多摩地域広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和4年度	令和3年度	備 考
収入済額	844,970	935,641	
支出済額	599,689	690,671	
差引残額	245,281	244,970	

差引残額の245,281円は、令和5年度へ繰り越す。

## (2) 令和4年度歳入歳出決算事項別明細書

### 1 一般会計

( 歳 入 )

( 単 位 : 円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	2,230,000	2,230,000	0			市町村負担額
1 負担金	2,230,000	2,230,000	0			青 梅 市 625,000
1 負担金	2,230,000	2,230,000	0	1 負担金	2,230,000	福 生 市 316,000
						羽 村 市 309,000
						あ き る 野 市 415,000
						瑞 穂 町 216,000
						日 の 出 町 152,000
						檜 原 村 93,000
						奥 多 摩 町 104,000
2 繰越金	1,415,000	1,414,548	452			令和3年度からの繰越金 1,414,548
1 繰越金	1,415,000	1,414,548	452			
1 繰越金	1,415,000	1,414,548	452	1 前年度繰越金	1,414,548	
3 諸収入	5,000	4,038	962			
1 預金利子	1,000	0	1,000			
1 預金利子	1,000	0	1,000	1 預金利子	0	
2 雑入	4,000	4,038	38			会計年度任用職員雇用保険料 4,038
1 雑入	4,000	4,038	38	1 雑入	4,038	
歳入合計	3,650,000	3,648,586	1,414			

( 歳 出 )

( 単 位 : 円 )

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
1 会 議 費	554,000	0	554,000			518,500	35,500	1 審議会経費
1 会 議 費	554,000	0	554,000			518,500	35,500	委員報酬 518,500
1 会 議 費	554,000	0	554,000	1 報 酬	554,000	518,500	35,500	
2 事 務 費	1,679,000	150	1,678,850			1,218,016	460,834	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	1,679,000	150	1,678,850			1,218,016	460,834	会計年度任用職員
1 事 務 費	1,679,000	150	1,678,850	1 報 酬	1,090,000	904,634	185,366	報酬 904,634
				3 職員手当等	220,000	52,759	167,241	職員手当等 52,759
				4 共 済 費	18,000	7,881	10,119	社会保険料 7,881
				8 旅 費	20,000	10,379	9,621	旅費 10,379
				9 交 際 費	5,000	0	5,000	交際費 0
				10 需 用 費	126,000	111,030	14,970	消耗品等 33,480
				11 役 務 費	32,000	24,666	7,334	印刷費 77,550
				12 委 託 料	0	0	0	郵送料等 24,666
				13 使用料および賃借料	167,850	106,667	61,183	PC賃借料等 106,667
3 活 動 費	3,000	150	3,150			3,150	0	JR要望活動に係る駐車料金
1 活 動 費	3,000	150	3,150			3,150	0	3,150
1 活 動 費	3,000	150	3,150	13 使用料および賃借料	3,150	3,150	0	
4 調 査 研 究 費	706,000	0	706,000			624,646	81,354	1 西多摩ネットワーク事業費
1 調 査 研 究 費	706,000	0	706,000			624,646	81,354	通信費 40,546
1 調 査 研 究 費	706,000	0	706,000	11 役 務 費	116,000	40,546	75,454	ホームページ保守委託料
				12 委 託 料	590,000	584,100	5,900	584,100
5 予 備 費	708,000	0	708,000			17,180	690,820	ICレコーダーの購入
1 予 備 費	708,000	0	708,000			17,180	690,820	17,180
1 予 備 費	708,000	0	708,000		708,000	17,180	690,820	
歳 出 合 計	3,650,000	0	3,650,000			2,381,492	1,268,508	

歳入歳出差引残額 1,267,094円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

## 2 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位 : 円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	0	0	0			市町村負担額
1 負担金	0	0	0			青 梅 市 0
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業負担金	0	0	0	1 負担金	0	福 生 市 0
						羽 村 市 0
						あ き る 野 市 0
						瑞 穂 町 0
						日 の 出 町 0
						檜 原 村 0
						奥 多 摩 町 0
2 繰越金	1,189,000	1,188,171	829			令和3年度からの繰越金 1,188,171
1 繰越金	1,189,000	1,188,171	829			
1 繰越金	1,189,000	1,188,171	829	1 前年度繰越金	1,188,171	
歳入合計	1,189,000	1,188,171	829			

( 歳 出 )

( 単位 : 円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	415,000	0	415,000		46,000	369,000	講師謝金 26,000
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業費	415,000	0	415,000		46,000	369,000	消耗品等 0
							郵送料 0
							会場使用料等 20,000
1 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業費	415,000	0	415,000	1 報酬	210,000	26,000	184,000
				10 需用費	108,000	0	108,000
				11 役務費	25,000	0	25,000
				13 使用料および賃借料	72,000	20,000	52,000
5 予備費	774,000	0	774,000		0	774,000	
1 予備費	774,000	0	774,000		0	774,000	
1 予備費	774,000	0	774,000		774,000	0	774,000
歳出合計	1,189,000	0	1,189,000		46,000	1,143,000	

歳入歳出差引残額 1,142,171円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

### 3 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位：円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	75,000	75,000	0			市町村負担額
1 負担金	75,000	75,000	0			青 梅 市 21,000
1 西多摩地域魅力発信PR事業負担金	75,000	75,000	0	1 負担金	75,000	福 生 市 11,000
						羽 村 市 10,000
						あ き る 野 市 14,000
						瑞 穂 町 7,000
						日 の 出 町 5,000
						檜 原 村 3,000
						奥 多 摩 町 4,000
2 繰越金	10,000	9,800	200			令和3年度からの繰越金 9,800
1 繰越金	10,000	9,800	200			
1 繰越金	10,000	9,800	200	1 前年度繰越金	9,800	
歳入合計	85,000	84,800	200			

( 歳 出 )

( 単位：円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	75,000	0	75,000		75,000	0	オリジナル菓子作成業務
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	75,000	0	75,000		75,000	0	75,000
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	75,000	0	75,000	10 需用費	0	0	0
				12 委託料	75,000	75,000	0
2 予備費	10,000	0	10,000		0	10,000	
1 予備費	10,000	0	10,000		0	10,000	
1 予備費	10,000	0	10,000		10,000	0	10,000
歳出合計	85,000	0	85,000		75,000	10,000	

歳入歳出差引残額 9,800円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一



#### 4 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

( 歳 入 )

( 単位：円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	0	0	0			市町村負担額
1 負担金	0	0	0			青 梅 市 0
1 西多摩地域広域行政圏体育大会負担金	0	0	0	1 負担金	0	福 生 市 0
						羽 村 市 0
						あ き る 野 市 0
						瑞 穂 町 0
						日 の 出 町 0
						檜 原 村 0
						奥 多 摩 町 0
2 繰越金	8,000,000	8,000,000	0			令和3年度からの繰越金 8,000,000
1 繰越金	8,000,000	8,000,000	0			
1 繰越金	8,000,000	8,000,000	0	1 前年度繰越金	8,000,000	
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

( 歳 出 )

( 単位：円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	8,000,000	0	8,000,000		7,706,771	293,229	第3回西多摩地域広域行政圏体育大会業務委託 7,706,771
1 西多摩地域広域行政圏体育大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000		7,706,771	293,229	
1 西多摩地域広域行政圏体育大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000	12 委託料	8,000,000	7,706,771	
歳出合計	8,000,000	0	8,000,000		7,706,771	293,229	

歳入歳出差引残額 293,229円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

## 5 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位：円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	324,000	324,000	0			市町村負担額
1 負担金	324,000	324,000	0			青 梅 市 91,000
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業 負担金	324,000	324,000	0	1 負担金	324,000	福 生 市 46,000 羽 村 市 45,000 あ き る 野 市 60,000 瑞 穂 町 31,000 日 の 出 町 22,000 檜 原 村 14,000 奥 多 摩 町 15,000
2 繰越金	1,000	948	52			令和3年度からの繰越金 948
1 繰越金	1,000	948	52			
1 繰越金	1,000	948	52	1 前年度繰越金	948	
歳入合計	325,000	324,948	52			

( 歳 出 )

( 単位：円 )

科 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
1 事業費	324,000	0	324,000			300,944	23,056	市町村立図書館広域利用周知用ガイドブック・ポスター作製費 300,944
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	324,000	0	324,000			300,944	23,056	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	324,000	0	324,000	10 需用費	324,000	300,944	23,056	
				12 委託料	0	0	0	
2 予備費	1,000	0	1,000			0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000			0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000		1,000	0	1,000	
歳出合計	325,000	0	325,000			300,944	24,056	

歳入歳出差引残額 24,004円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中啓一

## 6 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

( 歳 入 )

( 単位：円 )

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	600,000	600,000	0			市町村負担額
1 負担金	600,000	600,000	0			青 梅 市 168,000
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業負担金	600,000	600,000	0	1 負担金	600,000	福 生 市 85,000
						羽 村 市 83,000
						あ き る 野 市 112,000
						瑞 穂 町 58,000
						日 の 出 町 41,000
						檜 原 村 25,000
						奥 多 摩 町 28,000
2 繰越金	245,000	244,970	30			令和3年度からの繰越金 244,970
1 繰越金	245,000	244,970	30			
1 繰越金	245,000	244,970	30	1 前年度繰越金	244,970	
歳入合計	845,000	844,970	30			

( 歳 出 )

( 単位：円 )

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分			
1 事業費	600,000	0	600,000		599,689	311	広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成委託料 599,689
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	600,000	0	600,000		599,689	311	
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	600,000	0	600,000	12 委託料	600,000	311	
2 予備費	245,000	0	245,000		0	245,000	
1 予備費	245,000	0	245,000		0	245,000	
1 予備費	245,000	0	245,000		245,000	0	
歳出合計	845,000	0	845,000		599,689	245,311	

歳入歳出差引残額 245,281円 令和5年度へ繰越

令和5年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

## 付 属 資 料

### 西多摩地域広域行政圏協議会規約

#### 第 1 章 総 則

##### ( 目 的 )

第 1 条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

##### ( 名 称 )

第 2 条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

##### ( 協議会を設ける市町村 )

第 3 条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

##### ( 担 任 事 務 )

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

##### ( 事 務 所 )

第 5 条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

#### 第 2 章 組 織

##### ( 組 織 )

第 6 条 協議会は、会長及び委員 7 人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2 年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

##### ( 会長の職務代理 )

第 7 条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

##### ( 事 務 局 及 び 職 員 )

第 8 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

### 第3章 会 議

#### ( 会 議 )

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

#### ( 会議の招集 )

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

#### ( 会議の運営 )

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

#### ( 幹事会等 )

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

#### ( 審議会 )

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

### 第4章 財 務

#### ( 経費の支弁の方法 )

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

#### ( 歳入歳出予算 )

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

#### ( 予算の補正 )

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

## 第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議会によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会(以下「副市町村長会」という。)という。

### (所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

### (組織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

### (事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

### (会議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



## 西多摩地域広域行政圏協議会教育長会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)規約第24条の規定に基づき、協議会に教育長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この教育長会は、西多摩地域広域行政圏協議会教育長会(以下「教育長会」という。)という。

### (所掌事務)

第3条 教育長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき行政圏計画に定める教育に関する事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための教育に関する調査、研究
- (3) 協議会会長が必要と認めた教育に関する事項
- (4) その他教育長会が必要と認めた事項

### (組織)

第4条 教育長会は、関係市町村の教育長をもって組織する。

2 会長は、関係市町村の教育長が協議して定めた教育長をもって、これに充てる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した教育長が会長の職務を代理する。

### (事務局及び職員)

第5条 教育長会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。

3 職員は、教育長会会長の命を受け教育長会の事務を処理する。

### (会議)

第6条 教育長会は、教育長会会長が招集する。

2 教育長会の議長は、教育長会会長がこれにあたる。

3 教育長は、やむを得ない事情により教育長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 教育長会は、半数以上の教育長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は教育長とみなす。

### 附則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

### (所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

### (組織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

### (委員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

### (任期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (報酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

### (経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

### (庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

### (雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

### 附則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

### 附則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

( 令和 3 年 7 月 3 0 日に決定した会議の運営に関する合意事項 )

- 1 会議は、原則として年 2 回定例的に開催し、全体会議を開催する。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。

## 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会(以下「幹事会」という。)という。

### (所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究

### (組織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

### (幹事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

### (会議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

### 附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

### (目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会(以下「協議会」という。)の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

### (名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会(以下「部会」という。)という。

### (部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

#### (1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

#### (2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

#### (3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

#### (4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

#### (5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

### (委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長(部長職をおいていない町村については課長)を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および副市町村長会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。



## 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

### 1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

### 3 部会および分科会

#### (1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

#### (2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

### 4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

### 5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (承認の基準)

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

### (申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

### (承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 4 月 1 日

## 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 1 日

## 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

### (広域利用の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

### (図書館の範囲)

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

### (利用者の範囲)

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

### (条例・規則等の遵守)

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

### (資料の返却)

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

### (個人情報保護)

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

### (連絡会議)

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

### (要綱の改廃)

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

### (細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

### 附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

## 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目

### 第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

### 第3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

### 第4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

なお、当該市町村の図書館における未所蔵の資料にかかるリクエストについては、当該市町村に居住もしくは在勤、在学する利用者のみ受け付けるものとする。

### 第5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する。なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

### 第6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

#### 附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

#### 附則

この細目は、令和3年1月4日から施行する。



## 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村はそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 18 年 8 月 1 日

## 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

### (関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

### (連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

- 2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

### (要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

#### 附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（令和5年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	浜 中 啓 一	
委 員	瑞 穂 町 長	杉 浦 裕 之	（会長職務代理）
”	福 生 市 長	加 藤 育 男	（監事）
”	羽 村 市 長	橋 本 弘 山	
”	あ き る 野 市 長	中 嶋 博 幸	
”	日 の 出 町 長	田 村 み さ 子	
”	檜 原 村 長	坂 本 義 次	
”	奥 多 摩 町 長	師 岡 伸 公	

西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（令和5年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	小 山 高 義	
委 員	日 の 出 町 副 町 長	三 輪 秀 寿	（会長職務代理）
”	福 生 市 副 市 長	福 島 秀 男	
”	羽 村 市 副 市 長	小 林 宏 子	
”	あ き る 野 市 副 市 長	尾 崎 喜 己	
”	瑞 穂 町 副 町 長	栗 原 裕 之	
”	檜 原 村 副 村 長	八 田 野 芳 孝	
”	奥 多 摩 町 副 町 長	井 上 永 一	

西多摩地域広域行政圏協議会教育長会委員名簿（令和5年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 教 育 長	橋 本 雅 幸	
委 員	瑞 穂 町 教 育 長	鳥 海 俊 身	（会長職務代理）
”	福 生 市 教 育 長	石 田 周	
”	羽 村 市 教 育 長	儘 田 文 雄	
”	あ き る 野 市 教 育 長	丹 治 充	
”	日 の 出 町 教 育 長	小 林 道 弘	
”	檜 原 村 教 育 長	中 村 宗 嗣	
”	奥 多 摩 町 教 育 長	野 崎 喜 久 美	

西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（令和5年3月31日現在）

会 長	福 生 市 議 会 議 員	清 水 義 朋
副 会 長	檜 原 村 議 会 議 員	山 崎 源 重
委 員	青 梅 市 議 会 議 員	鴨 居 孝 泰
”	”	小 山 進
”	”	山 内 公 美 子
”	福 生 市 議 会 議 員	武 藤 政 義
”	”	山 崎 貴 裕
”	羽 村 市 議 会 議 員	中 嶋 勝
”	”	富 松 崇
”	”	高 田 和 登
”	あ き る 野 市 議 会 議 員	村 野 栄 一
”	”	増 崎 俊 宏
”	”	天 野 正 昭
”	瑞 穂 町 議 会 議 員	古 宮 郁 夫
”	”	山 崎 栄
”	”	石 川 修
”	日 の 出 町 議 会 議 員	小 玉 正 義
”	”	嘉 倉 治
”	”	東 亨
”	檜 原 村 議 会 議 員	清 水 満 男
”	”	峰 岸 茂
”	奥 多 摩 町 議 会 議 員	高 橋 邦 男
”	”	小 峰 陽 一
”	”	石 田 芳 英

## 令和4年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <https://www.nishitama-kouiki.jp/>

E-mail [div0199@city.ome.lg.jp](mailto:div0199@city.ome.lg.jp)